



2017-2018

ライオンズ必携

第 57 版

主な改訂箇所一覧表

2017 年 10 月 10 日

330 331 332 333 334 335 336 337 複合地区

2016-2017 会則委員長連絡会議

1. 国際協会付則の改正（第 100 回国際大会 2017 年 7 月米国シカゴ）

- 付則第 2 条 4(a)(c)項, 5(a)(c)項, 第 6 条 2 項

改正 (57 版)	旧 (56 版)
<p>ライオンズ必携第 57 版 P.52～54</p> <p>国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 4 項 候補者推薦及び推薦証明。</p> <p>(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き, それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は, 国際本部から提供される用紙を使って, 地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は, 国際理事候補者の場合には, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の 30 日前までに, 第二副会長候補者の場合には 90 日前までに, 国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが, ファックス又は電子メール送信後 3 日以内に推薦証明書を送付して, 証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り, 推薦は有効にならない。</p> <p>どの推薦も, 本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ, その推薦に続く 3 回の国際大会のためだけに有効である。(以下略)</p> <p>(b) (略)</p> <p><u>(c) 国際理事候補者の推薦は, 候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り, 推薦に続く大会 3 回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は, その後 3 年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は, 候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り, 推薦に続く大会 3 回の間有効であり, 連続して 2 度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は, その後 3 年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。</u></p>	<p>ライオンズ必携第 56 版 P.53～55</p> <p>国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 4 項 候補者推薦及び推薦証明。</p> <p>(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き, それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は, 国際本部から提供される用紙を使って, 地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は, 国際理事候補者の場合には, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の 30 日前までに, 第二副会長候補者の場合には 90 日前までに, 国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが, ファックス又は電子メール送信後 3 日以内に推薦証明書を送付して, 証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り, 推薦は有効にならない。</p> <p>どの推薦も, 本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ, その推薦に続く 2 回の国際大会のためだけに有効である。(以下略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(国際付則第 2 条第 4 項(a)の二つ目の文節を, 推薦の有効期間を推薦に続く 2 回の国際大会から 3 回に差し替える。さらに, 国際付則第 2 条第 4 項に(c)項を新たに加える。)</p>

改正 (57 版)	旧 (56 版)
<p>ライオンズ必携第 57 版 P.54-55</p> <p>国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 5 項代表権。</p> <p>(a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一, 準, 複合)から一人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により, アメリカ合衆国から出る理事のうちの 1 人又はカナダからの 1 人の理事とみなされる。この選択については, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の 30 日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時まで文書で国際本部に表明しなければならない, それ投票用紙に記載される。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 会長又は副会長は, 会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが, おなじ単一地区又は複合地区からはできない。</p>	<p>ライオンズ必携第 56 版 P.55</p> <p>国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 5 項代表権。</p> <p>(a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一, 準, 複合)から一人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により, アメリカ合衆国から出る <u>14 人の</u>理事のうちの 1 人又はカナダからの 1 人の理事とみなされる。この選択については, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の 30 日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時まで文書で国際本部に表明しなければならない, それ投票用紙に記載される。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 会長又は副会長<u>並びに理事</u>は, 会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが, おなじ単一地区又は複合地区からはできない。</p> <p>(上記の下線部分を削除する。)</p>
<p>ライオンズ必携第 57 版 P.60</p> <p>国際付則第 6 条 年次国際大会</p> <p>第 2 項公式通達。 会長又はその代理人は, 大会開催のために決まっている年月日の前の 5 日以上かつ <u>60 日</u>以内に, 大会の場所及び日時を明記して, 文書による国際大会公式通達を交付し, その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。</p>	<p>ライオンズ必携第 56 版 P.61</p> <p>国際付則第 6 条 年次国際大会</p> <p>第 2 項公式通達。 会長又はその代理人は, 大会開催のために決まっている年月日の前の 5 日以上かつ <u>40 日</u>以内に, 大会の場所及び日時を明記して, 文書による国際大会公式通達を交付し, その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。</p>

2. ライオンズクラブ会則および付則標準版の改正

(2017年3月アテネ国際理事会, 6月シカゴ国際理事会)

編集註：標準版クラブ会則及び付則は、国際本部発行の日本語翻訳（2016年6月30日改定版）を基に、複合地区会則委員長連絡会議が編集し、2017年3月アテネ国際理事会及び6月シカゴ国際理事会の改正事項を挿入している。改正事項は英語原文から日本語に意識しており、国際協会ウェブサイトにも本部翻訳版がアップされるまでの過渡的な措置を取っている。

● クラブ会則第7条

改正 (57版)	旧 (56版)
<p>ライオンズ必携第57版P.99</p> <p>標準版クラブ会則第7条 役員</p> <p>第1項 役員。会長, 前会長, 副会長, 幹事, 会計, <u>奉仕委員長, マーケティング・コミュニケーション委員長,</u> 並びに会員委員長を, 本クラブの役員とする。</p> <p>第8条理事会</p> <p>第1項 構成員。理事会の構成員は, <u>クラブ役員,</u> ライオン・テーマー (任意), テール・ツイスター (任意), クラブ LCIF コーディネーター, <u>プログラム・コーディネーター, 安全管理担当役員 (任意)</u> 指名された場合には支部会長, 並びに選出されたその他の全理事 <u>及び/又は委員長</u> である。</p>	<p>ライオンズ必携第56版P.99</p> <p>標準版クラブ会則第7条 役員</p> <p>第1項 役員。会長, 前会長, 副会長, 幹事, 会計, <u>ライオン・テーマー(任意), テール・ツイスター(任意),</u> 会員委員長, <u>並びに選出されたその他の全理事</u> を, 本クラブの役員とする。</p> <p>第8条理事会</p> <p>第1項 構成員。理事会の構成員は<u>会長, 前会長, 副会長, 幹事, 会計,</u> ライオン・テーマー (任意), テール・ツイスター (任意), <u>会員委員長,</u> クラブ LCIF コーディネーター, 指名された場合には支部会長, 並びに選出されたその他の全理事である。</p>

ライオンズ必携第 57 版 P.110 標準版クラブ付則第 2 条 選挙及び空席補充の条文が整理されている。「指名委員会」, 「指名会」の条文番号を入れ替え, 選挙会 (election meeting) は選挙 (election) に文言が統一された。

ライオンズ必携第 57 版 P.113 標準版クラブ付則第 3 条 役員の任務は全面的に改正され, 新たに, 第 3 項第一副会長, 第 8 項奉仕委員長, 第 9 項 マーケティング・コミュニケーション委員長の条文が設けられた。

第3条 役員の任務

第1項 会長。この役職の任務は次のとおりとする。

- (a) 本クラブの最高執行役員を務める。
- (b) 本クラブ及び理事会のすべての会合を主宰する。
- (c) クラブのグローバル・アクション・チームのファシリテーターを務め,
 - (1) 適格なライオン・リーダーを, クラブのグローバル・アクション・チームの役職 (クラブ奉仕委員長, クラブ会員委員長, 及びクラブ副会長。第一副会長は指導力育成委員会のファシリテーターになる。) として選出する。
 - (2) グローバル・アクション・チームによって確立された計画について議論し, 進めるため定例会議を開く。
 - (3) 地区のグローバル・アクション・チーム及び他のクラブ会長と協力して, 人道奉仕, 指導力育成及び会員増強の拡大に焦点を当てた計画を推進する。
- (d) クラブ役員及び委員長と協力して, クラブ理事会が提示し承認した会員増強, 地域社会の参画, 業務改善, および人道支援サービスの実施計画を実施する。
- (e) 理事会及びクラブの定例会議並びに特別会議を招集する。

(f) 本クラブの常設委員会及び特別委員会を任命し、各委員会がその機能を果たし、その仕事について報告できるよう、委員長に協力する。

(g) 選挙日が決まり、その通知が出され、選挙が行われることを確認する。

(h) クラブが地元の法律に従って運営されていることを確認する。

(i) すべてのクラブ役員及び会員がクラブ会則及び付則並びに国際会則及び付則を遵守し、クラブの運営を適切に管理する。

(j) 必要に応じて、紛争処理手順を利用して、外交を奨励し、公正かつ透明な方法で紛争を解決する。

(k) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。

(l) 効果的なリーダーシップを維持して、副会長のメンターとしての役割を果たす。

第2項 前会長。前会長及び元会長は、クラブ会長と副会長のメンターを務め、他のクラブ会員がこの役職に就いていない場合を除き、クラブ LCIF コーディネーターを務めることを推奨する。

第3項 第一副会長。この役職の任務は次のとおりとする。

(a) 年次クラブの質の評価を行い、第一副会長の任期中にクラブ役員、特にクラブのグローバル・アクション・チームのメンバー及び他の委員長と協力して、会員増強、地域社会の参画、及び人道奉仕の計画を策定し、会長としての任期中に理事会に提示して承認されるようにする。

(b) クラブのグローバル・アクション・チームの主要メンバーとして、クラブ指導力育成委員会のファシリテーターになり、他のメンバーと共に

(1) 新会員に効果的な会員オリエンテーションを提供する。

(2) 潜在的な指導者を特定し、将来の指導者としての発展を促す。

(3) 地区、複合地区、国際協会が提供するリーダーシップ研修に会員が参加するよう奨励する。

(c) クラブ会員が地区レベルのグローバル指導力育成コーディネーターに就任することができるように、研修会や潜在的な新リーダーの名前を必要に応じて知らせる。

(d) 会員維持に重要な役割を果たし、組織を活性化するため、会員の満足度を調べてその結果をフィードバックしクラブの運営を改善する。

(e) 地区のアクティビティやイベントにおけるクラブの役割を理解する。

(f) 他のクラブの役員とネットワークを組んで、クラブに適用されるアイデアを得る。

(g) 指導力育成、会員増強及び人道奉仕の拡大を支援する地区や複合地区の計画に関する深い知識を得る。

(h) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。

(i) 会長が何らかの理由で任務を遂行できない場合は、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。

(j) 会長の指揮の下に、会長が割当てた委員会の活動を監督する。

第7項 会員委員長。この役職の任務は次のとおりとする。

(a) クラブ会員委員長として、クラブのグローバル・アクション・チームの主要メンバーとして働く。

(b) 地区会員増強コーディネーター、地区指導者、クラブ会員委員会のメンバーなどと協力して、新しい会員を勧誘し、クラブ会員の会員満足度を高める年次会員目標と行動計画を立案し、クラブ理事会に計画を提出して承認と支援を求める。

(c) 会員委員会を発展させ、指導し、クラブの会員増強目標を達成するための行動計画を実施し、会員の経験を積極的に増やす。

(d) 会員増強の機会を促進するため、クラブ奉仕委員長及び他のクラブ委員会と協力する。

(e) 提供される異なる会員の種類及びプログラムを理解し、クラブ会員に会員プログラムを推進する。

(f) 各新会員に効果的な会員オリエンテーションを提供し、新会員にとって意味のあるクラブ活動に参加する機会が与えられるようにする。

(g) 適切な場合に、クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

(h) 地区が開催するグローバル会員増強チームの会議に参加する。

第8項 奉仕委員長。この役職の任務は次のとおりとする。

(a) クラブのグローバル・アクション・チームの主要メンバーとして、クラブ奉仕委員長として働く。

(b) 地区グローバル奉仕コーディネーター、クラブ LCIF コーディネーター、地区指導者、クラブ奉仕委員会のメンバーなどと協力して、地域社会のニーズに対応し、ライオンズクラブ国際協会の奉仕フレームワークに関連する地区の奉仕目標を達成する。

(c) クラブの奉仕目標を達成するために、奉仕委員会にクラブの奉仕活動計画を実施させる。

(d) 地元の青少年やレオが目標設定、実施、プロジェクト評価、報告などの奉仕活動のすべての側面に参加する機会を提供する。

(e) 奉仕活動をライオンズクラブ国際協会に報告する。

(f) 他の奉仕クラブの奉仕活動をモニターして最近の地域社会のニーズを探し出し、奉仕を広げるため地域社会とのパートナーシップの絆を結び、ライオンズクラブ国際協会（LCI）及びライオンズクラブ国際財団（LCIF）が提供するツールと資料を入手して、クラブの情報資源とする。

(g) 奉仕プロジェクトへの参加と関与を促し、会員の満足度を高める。

(h) クラブ会員委員長及び他のクラブ委員会と協力し、奉仕プロジェクトにノン・ライオンの参加を促進して会員となる機会を作る。

(i) 適切な場合に、クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

第9項 マーケティング・コミュニケーション委員長。 この役職の任務は次のとおりとする。

(a) クラブ会員、ニュースメディア、支持者/スポンサー、潜在的な新会員を含む内外の視聴者のための年次コミュニケーション計画を作成し、実施する。

(b) 奉仕プロジェクト、募金活動、寄付、ライオンズクラブ国際協会主催のコンテストなどのクラブ活動をニュースメディア、ソーシャルメディア、その他の効果的な手段を介して内外に広報する。

(c) ソーシャルメディアを通じた人道的支援、地域社会への関与、会員増強計画を拡大する。

(d) クラブ会員にコミュニケーション・ツールを提供し、ソーシャルメディア、紹介その他の効果的なコミュニケーション手段を通じてクラブの活動に参加するよう促す。

(e) 地区、複合地区、国際本部の情報をクラブ会員に伝達する際に、クラブ会長を補佐する。

(f) クラブ会員増強委員長と緊密に協力し、新たなクラブ会員候補を見つける。

(g) 適切な場合に、クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

(h) 地区マーケティング・コミュニケーション委員長が開催する会議に参加する。

第4条 理事会

クラブ役員に加えて、次の委員長は、選出された場合、その他の選出された役職者とともに理事会構成員となる。

第1項 プログラム・コーディネーター。 クラブ会員が興味を持つような総会を開くために、スピーカーやエンターテイメントのスケジュールを立てることで、一般的なミーティングを改善し、メンバーに重要なトピックについて情報を伝える。プログラム・コーディネーターは、会長から講演者の許可を得て、クラブ幹事に報告して式次第に含めるとともに、効果的なコミュニケーションができるようマーケティング・コミュニケーション委員長に通知する。到着時にはスピーカーを出迎え、イベント中に適切な座席を用意して歓迎する。

第2項 クラブLCIFコーディネーター。 LCIFの使命と成功とLCIFの重要性を伝え、LCIFの発展戦略をクラブ内で実施し、LCIF地区コーディネーターと協力して、地元でLCIFを宣伝し、地区の目標との整合を図る。この役職はまた、クラブ奉仕委員長やグローバル・アクション・チームと協力して、クラブの取り組みを支援する。

第3項 安全管理担当役員（任意）。 潜在的な危険を特定するための活動を見直し、ライオンズクラブ国際協会から入手可能な自己点検チェックリストを完成させ、十分な監督を行い、適切な保険範囲を取得することにより、安全対策が確実に実施されるようにする。事故が発生した場合、事故に関連するすべての重要な情報を収集し、適時に保険会社に報告する。

第6項 理事。 クラブ理事会に提出された各事項に対して、追加の監督と承認を行う。理事の任期は2年間とする。

第5条 委員会

第1項 常設委員会。 クラブ会長は、選挙を必要とする理事会の委員長職を除き、次の常設委員会を設置することができる。この他にも、クラブ理事会が決定した委員会を設置することができる。

(a) **グローバル・アクション・チーム。** クラブ会長がファシリテーターを務め、前会長、第一副会長、会員委員長及び奉仕委員長で構成される。理事会の支援を受けて、人道奉仕を拡大し、会員増強を達成して、将来の指導者を育成するための調整された計画を開始する。クラブ会員と定期的に会い、計画の進捗状況や計画を支援する可能性のあるイニシアチブについて話し合う。地区グローバル・アクション・チームのメンバーと協力し、イニシアチブと最良の経験について学ぶ。グローバル・アクション・チームのメンバーとの活動、成果、課題を共有する。地区ガバナー諮問委員会会議やその他のゾーン、

地域、地区又は複合地区の会合に出席し、未来の奉仕、会員及び指導力育成へのアイデアを交換してクラブが実践できるような知識を獲得する。

(b) **会則及び付則委員会。** クラブの会則及び付則を解釈し、改正手続きに応じて変更を促す義務がある。

(c) **財務委員会。** クラブ会計が委員長を務め、クラブ理事会の承認を得るための詳細な予算を設定し、資金の適切な文書化と承認を行い、クラブ口座の年次監査を手配し、すべての財務情報を次期委員会へ引き継ぐ。

(d) **会員委員会。** 会員委員長が議長を務め、新しい市場に参入し、積極的にメンバーを募集し、メンバーの満足度を確保することで、会員増強を確実にする。この委員会はまた、クラブ会則第3条第2項に明記されているクラブ理事会が検討する候補者の資格を検証する。会員委員会には、前年度の会員委員長、副委員長、新しい会員増強及び/又は会員満足度に関心を持つクラブ会員が含まれていなければならない。

(e) **マーケティング・コミュニケーション委員会。** マーケティング・コミュニケーション委員長が議長を務め、効果的な内外のコミュニケーションを確保して、世論を改革し、地域社会におけるクラブの活動の可視性を向上させる。

(f) **奉仕委員会。** 奉仕委員長が議長を務める。潜在的なプロジェクトを特定し、プロジェクトの計画と実施を指導し、クラブ会員を有意義な奉仕活動に参加させる。各クラブの奉仕イニシアチブに割り当てられた委員長を支援することにより、グローバル奉仕フレームワークに関連する奉仕プロジェクトの効果的なリーダーシップを調整し、保証する。この委員会はまた、クラブ理事会の承認を得て、関連する LCIF 交付金を申請し、地域社会パートナーシップを発展させる責任を負う。

(g) **IT (情報技術) 委員会。** 必要に応じて、オンラインツールやコミュニケーションへのアクセスやサポートを提供することにより、メンバーを支援する。また、クラブのウェブマスターとしての支援や役割を果たす。

(h) **指導力育成委員会。** 第一副会長がファシリテーターとなり、会員又は非会員にとって大変有益な研修の機会が、地区、複合地区、国際協会から提供されることを通知する。

3. 複合地区会則の改正 (2017年5月, 6月第63回各複合地区年次大会)

330~337 複合地区共通提案が採択され、統一された条文改正となったので、旧版は第55版2015年当時の条文とし、今回改正された第57版と並べて比較する。

●複合地区会則第9条

改正 (57版)	旧 (55版)
<p>ライオンズ必携第57版 P.148~149</p> <p>◎第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長 <u>及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンズの理事長</u> とともにその監督に当たる。</p> <p>(2. 3.項省略)</p>	<p>ライオンズ必携第55版 P.145~146</p> <p>第9条 ライオン誌日本語版</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p> <p>ライオン誌日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長とともにその監督に当たる。</p> <p>(2. 3.項省略)</p> <p>4. <u>ライオン誌日本語版の発行業務を行うためにライオン誌日本語版事務所を東京に設置し、ライオン誌日本語版委員会がその運営に当たる。同事務</u></p>

<p>4. ライオン誌日本語版の発行業務は、<u>一般社団法人日本ライオンズに委託して行う。</u></p> <p>5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第16章B.2.に定められた<u>補助金</u>と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。</p> <p>(6.項はすべて削除)</p>	<p>所の運営は、<u>全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</u></p> <p>5. 国際理事会方針書第16章B.2.に定められた購読料のほかに、会員1名当たり1ヵ月50円の特別負担金(6ヵ月分前納)を徴収し、上記の購読料とあわせてライオン誌日本語版発行の費用に充てる。</p> <p>6. <u>ライオン誌日本語版の会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。</u></p>
<p>ライオンズ必携第56版 P.149～150</p> <p>◎第10条 <u>一般社団法人日本ライオンズ</u></p> <p>1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため<u>一般社団法人日本ライオンズ(以下、日本ライオンズという。)</u>を東京に設立し、<u>第3項に基づき社員となるガバナー協議会議長・地区ガバナーは、全複合地区のガバナー協議会の同意の下に、その運営に参画するよう努める。</u></p> <p>2. <u>複合地区は、日本ライオンズの定款で定められた賛助社員となり、賛助会費を支払う。</u></p> <p>3. <u>複合地区内の全てのガバナー協議会議長・地区ガバナーは、就任と同時に、日本ライオンズの定款で定める正社員として入社申込をなすものとする。</u></p> <p>4. <u>前項によるガバナー協議会議長・地区ガバナーの日本ライオンズへの入社申込が、その社員総会において承認されたときは、前年度に日本ライオンズの正社員となったガバナー協議会議長・地区ガバナーは、日本ライオンズの役員としての任期が満了した時点で、直ちに、日本ライオンズに退会届を提出する。</u></p> <p>5. <u>複合地区は、日本ライオンズの財務状況について監査を行うため、監査委員1名を選任し、監査委員は、日本ライオンズが定める会計規則に従って監事とともに監査を行い、その結果は複合地区大会に報告されなければならない。ただし、日本ライオンズの監事を務める正社員を輩出しているときは、当該監事を監査委員として選任するものとする。</u></p>	<p>ライオンズ必携第55版 P.146</p> <p>第10条 <u>日本ライオンズ連絡事務所</u></p> <p>1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため日本ライオンズ連絡事務所を東京に設置し、複合地区ガバナー協議会議長で構成される議長連絡会議が運営に当たる。</p> <p>2. 同事務所の運営は、全複合地区のガバナー協議会の同意を得た規定による。</p> <p>3. 日本ライオンズ連絡事務所の会計については、各複合地区からのそれぞれ1名の監査委員によって年2回以上会計監査を受けなければならない。会計監査委員によって承認された決算書はライオン誌日本語版に掲載して会員に周知し、各複合地区大会に報告されなければならない。会計監査委員は、ライオン誌日本語版と日本ライオンズ連絡事務所の両方を兼任することができる。</p>

<p>ライオンズ必携第 57 版 P.150</p> <p>第 12 条 複合地区会計</p> <p>3. <u>複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。</u></p> <p>(a) <u>上記会費は 6 ヶ月前納を原則とする。</u></p> <p>(b) <u>上記複合地区運営費の中から、会員 1 名当たり 1 ヶ月 80 円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。</u></p> <p>(◎別表 2 はすべて削除)</p>	<p>ライオンズ必携第 55 版 P.147</p> <p>第 12 条 複合地区会計</p> <p>3. <u>各ライオンズクラブは複合地区運営費として、別表 2 の会費をガバナー協議会に納入する。</u></p> <p>ライオンズ必携第 55 版 P.165</p> <p>◎別表 2</p> <table border="1" data-bbox="857 478 1399 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">複合地区</th> <th colspan="3">会費</th> </tr> <tr> <th colspan="3">会員 1 名当たり 1 ヶ月</th> </tr> <tr> <th></th> <th>複合地区費</th> <th>複合地区大会費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>330</td><td>180 円</td><td>50 円</td><td>230 円</td></tr> <tr><td>331</td><td>210 円</td><td>10 円</td><td>220 円</td></tr> <tr><td>332</td><td>150 円</td><td>30 円</td><td>180 円</td></tr> <tr><td>333</td><td>140 円</td><td>70 円</td><td>210 円</td></tr> <tr><td>334</td><td>160 円</td><td>50 円</td><td>210 円</td></tr> <tr><td>335</td><td>130 円</td><td>50 円</td><td>180 円</td></tr> <tr><td>336</td><td>150 円</td><td>80 円</td><td>230 円</td></tr> <tr><td>337</td><td>160 円</td><td>50 円</td><td>210 円</td></tr> </tbody> </table> <p>1. 上記会費は 6 ヶ月前納を原則とする。</p> <p>2. 複合地区費および（あるいは）地区費の中から計 30 円が日本ライオンズ連絡事務所費に充当される。</p>	複合地区	会費			会員 1 名当たり 1 ヶ月				複合地区費	複合地区大会費	計	330	180 円	50 円	230 円	331	210 円	10 円	220 円	332	150 円	30 円	180 円	333	140 円	70 円	210 円	334	160 円	50 円	210 円	335	130 円	50 円	180 円	336	150 円	80 円	230 円	337	160 円	50 円	210 円
複合地区	会費																																											
	会員 1 名当たり 1 ヶ月																																											
	複合地区費	複合地区大会費	計																																									
330	180 円	50 円	230 円																																									
331	210 円	10 円	220 円																																									
332	150 円	30 円	180 円																																									
333	140 円	70 円	210 円																																									
334	160 円	50 円	210 円																																									
335	130 円	50 円	180 円																																									
336	150 円	80 円	230 円																																									
337	160 円	50 円	210 円																																									
改正 (57 版)	旧 (55 版)																																											
<p>ライオンズ必携第 57 版 P.161</p> <p>第 20 条 地区年次大会</p> <p>1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、<u>前年の年次大会の代議員によって選定</u>した場所で開催される。地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。</p>	<p>ライオンズ必携第 55 版 P.157</p> <p>第 20 条 地区年次大会</p> <p>1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は<u>キャビネットの決定した</u>場所で開催される。<u>ただし、キャビネットは翌会計年度を超えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。</u>地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他にあたる。</p>																																											

4. オセアルのガイドライン (ライオンズ必携第 57 版 P.173 初出)

2017.2.9

オセアル会則地域 (会則地域 5) からの国際理事および国際副会長候補者の承認および候補者となるための資格基準に関するガイドライン

このガイドラインは準地区、単一地区または複合地区が国際理事または国際副会長候補者をエンドース (推薦承認) するにあたり、またはライオンズ会員がこれらの役職に立候補するにあたり、その資格基準としての指針を示すものである。

このガイドラインは、これらの役職が果たすべき役割や責任をもとにして定めたものであり、また、各代議員が候補者を検討するに際してその判断のためのチェックリストとして機能するものである。

このガイドラインは、オセアル・スタンディング委員会が 2016 年 11 月第 55 回オセアルフォーラムにおける決議に従い、国際役員候補者の資格をレビューするに際してもそのチェックリストとして使用される。

国際理事及び国際副会長候補者の資格要件

a) 複合地区による承認を求める以前に、少なくとも 2 回のエリアフォーラムと 2 回の国際大会に出席し、積極的に活動に参加しているべきである。

b) 地域及び国際理事会のリーダーは、候補者となる人物にいつもお世話になっています。以下の要件を満たすことを期待する。複合地区及び地区は、候補者となる人物を推薦承認する前に、その人物に以下の資質があることを確認することが求められる。

1) 地区・複合地区の活動への参加

候補者は地区のプロジェクトや活動に活発に参加してきた経歴がある。

2) ライオンズムにおける経験

候補者はライオンズクラブ国際協会、複合地区及び地区の行う各種プログラムへの参加を通じて、必要なライオンズに関する知識と経験を有する。

3) ライオンズにおける成果実績 (国際会長アワード, PMJF 等)

候補者は国際会長アワード、リーダーシップメダルそして (または) 累進メルビン・ジョーンズ・フェロー等の実績がある。

4) ライオンズリーダーおよび市民としての好ましいイメージ

候補者はライオンズリーダーとしてふさわしい良いイメージの持ち主であり、地元の市町村、コミュニティにおいて一般に良いリーダーそして市民として認められている。

5) 会員増強への貢献

候補者は推薦承認を得るまでにライオンズ会員として最低でも 5 名の会員をスポンサーしている。

6) リーダーシップの資質

候補者はリーダーとしてよいマナーを身に付け、人の話を聞き、自ら意思決定を行い、思いやりをもち、国際協会の利益のために適切でよく考えられた決断を行う能力がある。

7) 効果的なプレゼンテーションの能力

8) 国際的視野

候補者は、世界のライオンズとして、自らの地区、複合地区、会則地域の枠の中だけでなく、国際的な視野と識見を有する。

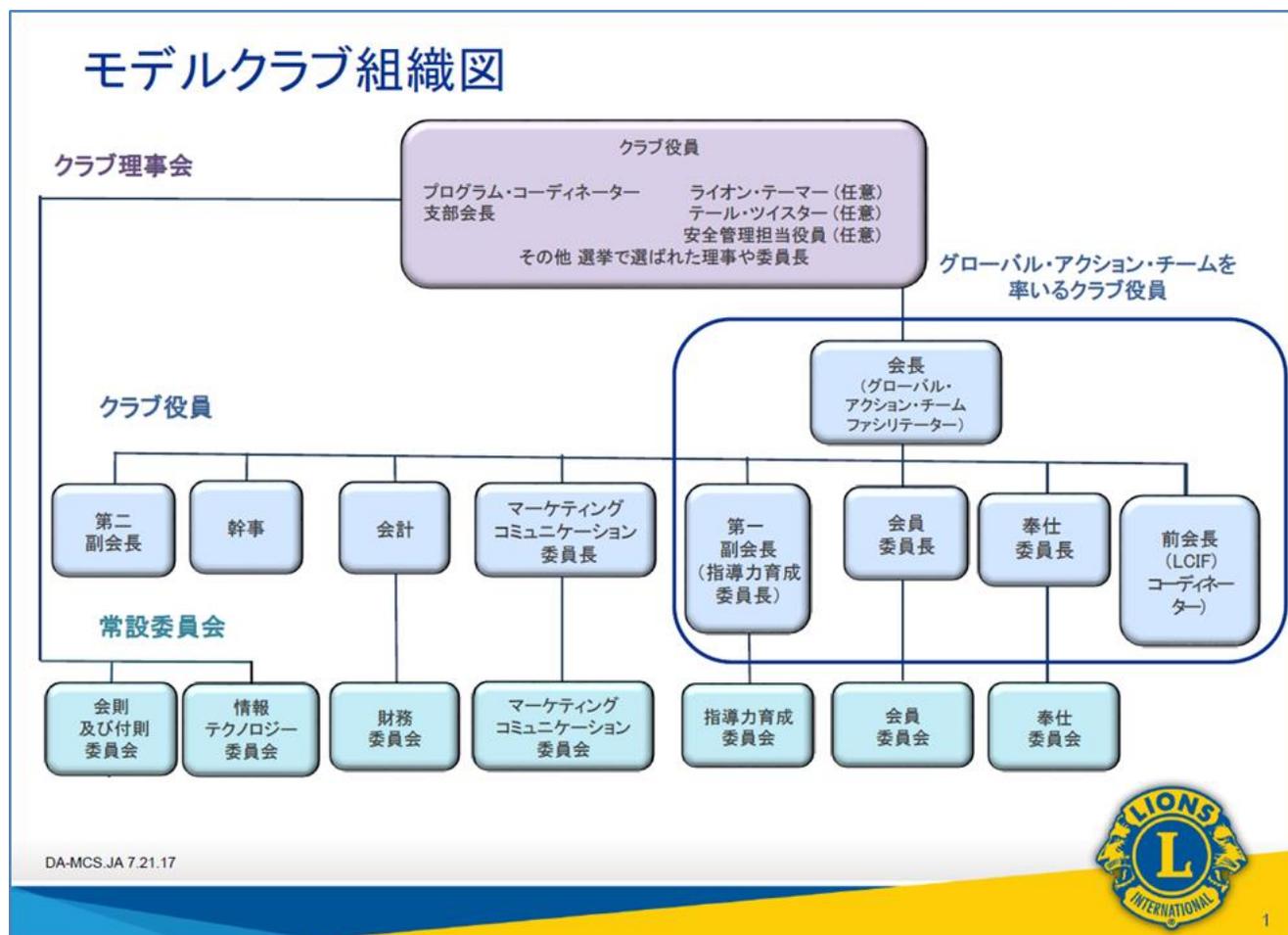
9) 活動に必要な時間

候補者はライオンズの行事や仕事に必要とされる際に出席し、活動を行うために自らの時間を調整し時間を作ることが可能である。

c) 基本的な I T 処理能力

5. 参考資料

P.204 モデルクラブ組織図 (2017年9月国際協会ウェブサイトにもアップされた資料)



P.213 グローバル・アクション・チーム (GAT)

行動の力を通してクラブを強化

グローバル・アクション・チーム (GAT) は、ライオン又はレオの1人が、1日に世界のニーズの1つに奉仕によって応えることをビジョンに編成した。このチームは、ライオンズの3つの重要な分野が統合されたものである。

- ・指導力育成
- ・会員増強
- ・奉仕

グローバル指導力育成チーム (GLT)、グローバル会員増強チーム (GMT)、グローバル奉仕チーム (GST) をグローバル・アクション・チームとしてまとめることで、クラブの成長と奉仕に相乗効果と新しい機会を創出する。

ミッション-グローバル・アクション・チームは、ライオンとレオの奉仕に対する熱意を基盤に LCI と LCIF のビジョンを支持する。

目標-奉仕を通じて2億人以上の人々の生活を変えるために、ライオンとレオの会員数を170万人に増やし、2020年までに50万人以上の会員に学習の機会を提供する。

グローバル・アクション・チームの特長

グローバル・アクション・チームは、クラブに活気をもたらし、次のレベルに進めるよう支援する。

- ・奉仕事業に役立つ資料の提供と動的な事業の支援
- ・すべてのライオンの強化に役立つ指導力育成の機会の特定
- ・思いやりのある新会員の勧誘と既存会員の参加の促進

6. 用語解説

P.237 ガバナー諮問委員会 District Governor's Advisory Committee

ゾーン・チェアパーソンを議長に、ゾーン内のクラブの会長、**第1副会長**および幹事で構成される地区ガバナーの諮問機関である。少なくとも年に**3**回定例会議を開く。

(標準版会則及び付則改正により、**第1副会長**がガバナー諮問委員会の構成員として加わるようになった。日本の複合地区会則第22条第1項については、2018年第64回年次大会において改正された後に条文に盛り込むことになる。)

P.239 クラブ活性化計画 Club Quality Initiative

クラブ向上プロセス (CEP) が、2017年全面的に改訂されて「クラブ活性化計画」となり、ライオンズクラブ国際協会が推進する LCI フォーワードを理解し、変革の必要性、目標設定、計画の策定、変革の実現と持続を図る。

P.240-241 グローバル・アクション・チーム (GAT) GAT Global Action Team

2017年7月に開始され、グローバル指導力育成チーム (GLT)、グローバル会員増強チーム (GMT) に新たにグローバル奉仕チーム (GST) を加えて、3つの重要な分野を統合した。日本の場合は、FWTを含めた4つのチームとなる。GATの目標は、奉仕を通じて2億人以上の人々の生活を変えるために、ライオンとレオの会員数を170万人に増やし、2020年までに50万人以上の会員に学習の機会を提供する。

グローバル奉仕チーム (GST)

GST Global Service Team

グローバル奉仕フレームワーク Global Service Framework

糖尿病 (Diabetes)、環境 (Environment)、視力 (Vision)、小児がん (Pediatric Cancer)、飢餓 (Hunger) への奉仕を2017年から5年以上継続することが決定している。